明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（厚生労働一〇四）　一

省令

○厚生労働省令第百四号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十五項及び第七十六条の四の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年五月二十二日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中第百九十七号を第二百三号とし、第百八十四号から第百九十六号までを六号ずつ繰り下げ、第百八十三号を第百八十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

百八十九　五―メトキシ―二―メチル―N・N―ジメチルトリプタミン及びその塩類

第一条中第百八十二号を第百八十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

百八十七　三―［二―（二―メトキシベンジルアミノ）エチル］キナゾリン―二・四（一H・三H）―ジオン及びその塩類

第一条中第百八十一号を第百八十五号とし、第百三十号から第百八十号までを四号ずつ繰り下げ、第百二十九号を第百三十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

百三十三　N―（二―フルオロベンジル）―二―（四―ヨード―二・五―ジメトキシフェニル）エタンアミン及びその塩類

第一条中第百二十八号を第百三十一号とし、第六十五号から第百二十七号までを三号ずつ繰り下げ、第六十四号を第六十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

六十七　三―ジエチルアミノ―二・二―ジメチルプロピル＝四―アミノベンゾアート及びその塩類

第一条中第六十三号を第六十五号とし、第五十八号から第六十二号までを二号ずつ繰り下げ、第五十七号を第五十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十九　二―（四―クロロ―二・五―ジメトキシフェニル）―N―（三・四・五―トリメトキシベンジル）エタンアミン及びその塩類

第一条中第五十六号を第五十七号とし、第四十五号から第五十五号までを一号ずつ繰り下げ、第四十四号の次に次の一号を加える。

四十五　二―（四―エチル―二・五―ジメトキシフェニル）―N―（二―メトキシベンジル）エタンアミン及びその塩類

第二条第五号の表中一―［一―（二―メトキシフェニル）―二―フェニルエチル］ピペリジン、その塩類及びこれらを含有する物の項の次に次のように加える。

三―ジエチルアミノ―二・二―ジメチルプロピル＝四―アミノベンゾアート、その塩類及びこれらを含有する物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途

第二条第五号の表中一―（四―クロロフェニル）プロパン―二―アミン、その塩類及びこれらを含有する物の項の次に次のように加える。

五―メトキシ―二―メチル―N・N―ジメチルトリプタミン、その塩類及びこれらを含有する物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途

附　則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。